

平重盛書状考——料紙と書札札、伝来

高梨 真行

はじめに

「平氏政權」は、歴史学において鎌倉幕府に先駆ける武家政權としての評価を与えられてきた。そのなかで平清盛の嫡子重盛（一二三八～七九）については、自身、保元・平治の乱に参戦の後、貴族として累進するなか、後白河院の近臣として活躍するなど常に政治の中枢にあり、公武両側面を持つ同政權を象徴する人物と評される。『保元物語』『平治物語』や『平家物語』『源平盛衰記』などで、その人柄は人口に膾炙しているが、歴史学からは、その姿と古記録に記載される行動との乖離が指摘されていた（註1）。軍記物語と古記録で「殿下乗合事件」の報復主体が異なること等の事例が示されたが、近年これは依拠する史料の性格や解釈の違いによるものとの反証がなされ、重盛報復主体説に疑義が提示された（註2）。ここでは軍記物語における重盛の人物像を、構成上の演出とする理解の是非が問われたが、重盛を含む平氏一門の事績を追った研究においては、同時代の史料に拠りながら、『平家物語』等を参照する手法が定石であるものの、平氏発給史料、所謂、古文書の占める割合は比較的少ない。これは治承・寿永の乱で滅亡した平氏一門関係の史料散逸が影響しており、現況、残存する平氏関係文書の研究自体も史料的制約を受けているわけで、現存する一門発給の古文書正文の研究に関しては『兵範記』紙背文書を対象とするなど限定的である。よって関連文書の文化財的分析に基づく研究の余地はまだあるように思われる。



図1 尚蔵館本平重盛書状
(表装含全体)

そこで、本稿では、重盛書状の料紙分析および伝来を確認し、内容については平氏政權における政治的立場および行動原理から考察を加え、歴史的に位置づけてみたい。そのうえで、古文書原本としての重盛書状の評価の確定を目指すものである。

一 宮内庁三の丸尚蔵館所蔵平重盛書状の概要——料紙分析から

限られた平氏関係文書正文のなかで、重盛自筆とされる書状は四通現存する。宮内庁三の丸尚蔵館所蔵の書状はその一つである。近衛家に伝来し、明治十一年に近衛忠熙が明治天皇に献上した品々に含まれる。皇室での保管以降「御物本」の通称で知られ、平成元年に宮内庁所管の国有品となり、三の丸尚蔵館に収蔵された（以下、本稿では便宜的に尚蔵館本と表記）。その他は、文化庁所管の国有品（東京国立博物館保管）の一通（以下、文化庁本）、公益財団法人陽明文庫所蔵「人車記（兵範記）」紙背文書中の一通（以下、陽明文庫本）、同書状断簡一通（以下、陽明文庫本断簡）が伝わる。

本稿では、尚蔵館本を中心に考察を進めていく。尚蔵館本は現在、掛幅装で、一見して目を引くのは、本紙周囲の鮮やかで西洋的な文様の、珍しい表具装である（図1）。これは所謂「家瀬表具」と通称されるもので、江戸時代中期の近衛家当家瀬が好んで選び、使用した表具と思われる（註3）。概要を左記に示す。

【尚蔵館本平重盛書状（図2）】

法 量 縦二九・〇×横五一・三cm

紙 質 楮紙（檀紙）

時 代 平安時代後期・十二世紀

差 出 書 重盛

宛 所 新三位殿

積 文 何等事候哉、／抑、侍國方可参之□／申候、仍令進候、可／召仕給候、

且又、聊□／旨候、尋聞食、任進□／御沙汰候哉、恐々謹言／ 十一月

九日 重盛／新三位殿

*／は改行を示す（以下同）。欠失箇所は、残画・文意から推測して補った。

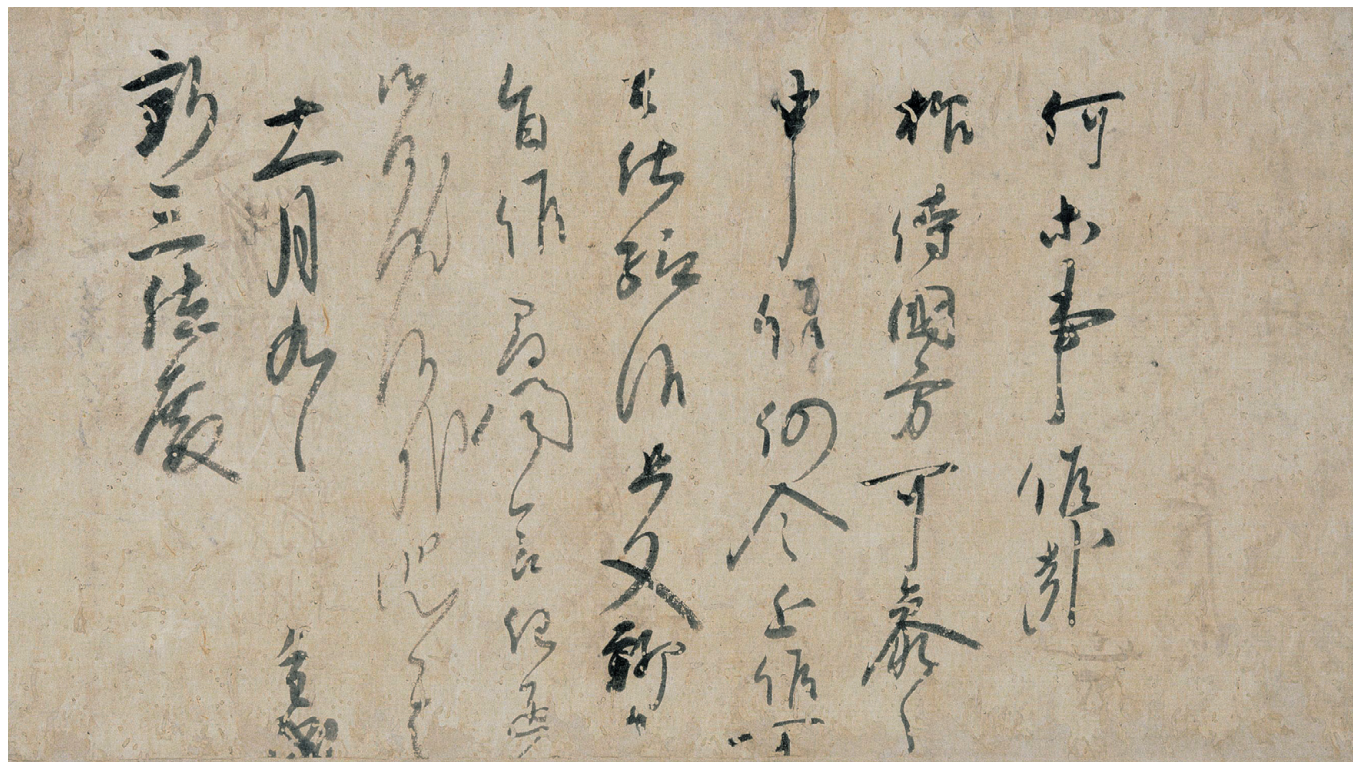


図2 尚蔵館本平重盛書状（本紙）

重盛が「新三位殿」に出した侍国方の推薦状であるが、内容については第三節で検討を加えることとし、先ず料紙分析について述べる。

表面は柔らかな風合いを残し、地色は全体的に美しい白色を呈する。透過光下の観察では、現状、本紙の厚さに斑があり、全体的に薄いため、過去の装丁に際し相剥されたものであろう。夥しいその痕跡から、本来は厚い紙であったと想像される。

料紙全体にわたって透過光下で独特の斑状の陰影（繊維がもやもやした感じの地合）が確認された。簀の目は僅かに観察される程度で、太く、本数は少ない（一寸当りの簀の目の本数は約十四本）。この値は簀で漉かれた事を示す。糸目幅は約3cmであった。縦横寸法は横が5.0cm超に対し、縦が3.0cm未満で、縦横比からは裁断が想定される。中世古文書料紙の縦寸に対する横寸の黄金比は約一・六倍といわれるが（註4）、平安時代後期の類例では、一・七〜一・八倍と大きくなる傾向があり、これをもとに現状の墨書の配字等を考慮すれば、天地、端奥でも3cm前後の裁断が推測され、とくに地部の裁断率は高く、署名を始め欠失部分を生じさせている。以上を踏まえ、比率の前後値を見て、縦三一〜三二×横五五〜五六cm程度が、本来の寸法であったと考えられる。

顕微鏡（二〇〇倍）を用いた透過光下の観察では、繊維は太く長く楮の特徴を呈し、密度も高いが、繊維の立体感は失われ全体的に平らに伸び広がる（図3）。これは楮紙打紙の像に近似するが、叩き方はやや緩い（甘い）ようだ。ごく一部に截断繊維が確認された。また米粉などの填料が含まれていないと判断される。楮繊維の向きは区々で入り組むことから、繊維配向は緩やかである。料紙の地合に柔らかな風合いが残る点と、顕微鏡観察で繊維が立体感なく密度高く広がる点とを勘案すれば、軽く打紙加工が施されたとみるべきであろう。その他、墨小片を確認したが、これは相剥の残墨であろう。この点から紙背文書であった可能性が指摘できよう。

また、表面の反射光観察では端余白に薄い墨影が認められた。判読困難ながら、撮影画像を反転させて確認すると、書状の差出書と宛所のように見えた。月日の左傍にも同様の反転墨影があり、透過光では見えにくかったため、料紙表面の付着と判断された。これとは別に、本文中央やや下、月日、宛所の左傍に、墨移りによる二重の残影状の墨影が確認された。また宛所「新三位殿」の「三」字三画目には虫損穴があった。墨影の該当部分ではその痕跡が認められないため、墨移り後の食害穴となる。これは書状が宛所に届いた後、さほど時間を経ずに墨影が付いたことを示している。反転（鏡面）文字と二重の墨影の濃さは同程度で、同時期での付着と思われる。その理由と分析については後述する。

以上、表装により料紙分析に限界はあるが、本書状料紙は、相剝による薄い箇所があるものの、本来は白く柔らかな風合いを持つ、厚い料紙と思われる。横幅が五〇cmを超える点など平安時代後期の書状料紙の特徴を示し、また楮の截断繊維が含まれる点や漉き斑がなく肌理が細かく均一な地合、紙全体の透過光観察において、繊維の分散が斑状の陰影として見える点など、中世における上級廷臣に使用が許された、質の高い大型の檀紙であると判断される(註5)。

二 先行研究の検討―「新三位殿」人物比定をめぐって

この尚蔵館本は、これまで主として書跡・書道史において研究対象とされてきた。代表的なものとして小松茂美、春名好重両氏の解題がある。

小松氏は、書状宛所「新三位殿」について、重盛の正室が藤原成親の妹経子であった点に着目し、侍国方を推薦するという親近的内容から、宛所を成親に、年次を仁安元年(一一六六)に比定した(註6)。いっぽう春名氏は、書状を平信範の日記

図3 尚蔵館本平重盛書状 本紙繊維画像(100倍・透過光)
提供：地主智彦氏

『兵範記』の紙背文書とし、近衛家伝来品である点から、家司の信範宛と推定し、年次を承安元年(一一七一)に比定した(註7)。さらに島谷弘幸氏は書状の墨影について、

日付や宛名の部分が左にずれて二重に写っているのは、本紙の下部が切断されていることと併せて考えると、この書状を反古として再利用しようとして、紙漉きの乾燥用の仮張りの板に紙の表裏を転倒させようとして貼った際についたものであるうか。

と分析し、書状が反古となり調整されたうえで再利用された点を指摘した(註8)。

他方、歴史学においては、小松氏以前に、東京帝国大学史料編纂掛が宛所未詳として紹介し(註9)、その後、飯倉晴武氏が、本文の丁重な表現から貴人宛ての書状を想定して、公卿以前の重盛が出したとしたが、具体的な宛所については、

三位以上(四位でも参議は例外)の職員録である『公卿補任』をみると、重盛が従三位に叙せられた以前、まったく官がなく位が三位の者は何人かいるが、本書状の宛名としてふさわしいのは明らかでない。

と、史料編纂掛と同様に未詳とする見解を示した(註10)。

以上、諸研究では宛所の人物比定を手がかりに年代を推定し、内容を読み解いたもので、「新三位殿」は成親か信範かまたは未詳とされた。これを再検証した研究はないようで、確定をみないまま(註11)、その後の展覧会図録の解説等では、小松説に依拠する叙述が多くみられたため、成親が有力視されてきたように思われる(註12)。

しかし、成親に比定する説に疑問の余地は残る。成親は末茂流藤原氏を出自とし、諸国受領を経て公卿に昇る院近臣の典型で、鳥羽院の近臣家成の庶子であった。安元三年(一一七七)六月の「鹿ヶ谷事件」に関与し、清盛謀殺未遂の罪を問われ、流罪のうえ、餓死させられたと伝わる。連座した子の成経は流罪後に復帰するも、子孫の廷臣としての活躍は知られない。成親の死因は変死と言え、子孫も絶家の体であつたようだ。『尊卑分脉』でも成経以降公卿に昇った者はなく、僧籍者や女子の記載が多く、断絶に近い状況を窺わせる。唯一、成親の四男公佐から阿野家が分かれたが、これは源頼朝の弟全成の娘婿となり、全成一族滅亡後に家名を継承したもので別流と認識される。他方、家成嫡子の兄隆季の子孫からは、四条家、山科家、鷲尾家などが出て、中世の中級廷臣家として確立したのとは対蹠的であった。

「新三位殿」を重盛近親者である成親に比定した点は自然な解釈でもあるが、古文書が第一義的には宛所にて集約され伝来することを思えば、その死因や末流の衰微から、家伝文書の散逸が想像される。成親とするには特別な伝来が必要となろう。

この点を解明する手始めに、先行研究による「新三位殿」の人物比定を再検証してみたい。この「新三位」とは、新叙の三位の意である。廷臣の呼称はふつう、現任官職名が一般的なため、特に有位無官の者の呼称に用いられた。そこで小松説の成親、春名説の信範の二人について、三位昇叙直後の呼称を古記録で確認してみる。

成親は仁安元年（一一六六）八月二十七日の臨時除目で従三位に昇叙し参議となったが、この時、左近衛中将を兼ねていた（註13）。古記録にも「新宰相中将成親」とあるので（註14）、無官ではなく、有官の廷臣である。よって成親宛の書状であれば、「新三位殿」ではなく、「新宰相中将殿」と宛所を書くのが自然な理解であろう。

次に信範であるが、弁官で藏人を兼ねる実務型の廷臣として昇進を重ねたが、嘉応元年（一一六九）十二月、延暦寺が成親の罷免を求めた「嘉応の強訴」に際して、成親罷免の奏上を院に取次いだことから、強訴に立腹した後白河院によって「奏事不実」を理由に解官、配流された（註15）。後の召還、復位を経て、同三年（承安元年）正月十八日に従三位に叙されて以降公卿には列したが（註16）、いわゆる「散三位、非参議」で、承安三年（一一七三）正月二十一日の兵部卿任官（註17）までは一貫して無官であった。この期間、古記録には「平三位信範」「公卿信範」「従三位信範」（註18）、または単に「信範卿」（註19）とある。「卿」は公卿の汎用的な敬称であるが、「平三位」「従三位」については、書状宛所の「新三位殿」に通ずる近似的呼称といえる。

ところで官職位の頭に「新」を冠する呼称であるが、原則的に新たな叙位、除目によって新任者が生じれば、対象者も変化するものであった。そこで信範前後の「新三位」を確認すると、前任は、嘉応二年正月三日に叙された藤原重家で「新三位重家」とあり（註20）、承安元年十二月八日の太宰大貳任官以降は「大貳」に変化する（註21）。後任は、同二年正月二十三日に従三位に叙された持明院基家で、以降「新三位基家」とある（註22）。よって信範が「新三位」と呼称され得た期間は、嘉応三年（承安元年）正月十八日以降、承安二年正月二十三日以前となる。尚蔵館本の書状の日付「十一月九日」はこの範囲内に収まるので、春名説で推定した年次、承安元年は整合性をもつ。

なお、重盛も嘉応二年十二月三十日に「殿下乗合事件」の影響のためか、権大納言を辞任し、翌承安元年十二月八日の還任まで一年近く無官であったため、書状の差出書が官名を欠き名乗のみである点とも合致する。以上のことから、尚蔵館本の宛所「新三位殿」は、平信範を指す蓋然性が極めて高いと判断される（註23）。

三 文化庁本・陽明文庫本重盛書状との比較

「新三位殿」は信範の可能性を示したところで、次に未詳とした飯倉説を検証したい。飯倉氏は「可下」⁽⁸⁾「召仕」⁽⁹⁾「給上候」や「任進」⁽¹⁰⁾「御沙汰候哉」の文言に加えて、書き止め文言「恐々謹言」も相手を敬つての態度のあらわれである。内容からして、このような書状は重盛が三位に叙せられるずっと以前のものではあろう。

とし、敬意を払った表現と解した。これは身分差に基づく書札^{しよさつれい}に拠って採用された表現であろう。しかし『弘安礼節』で「恐々謹言」は「大納言が中納言宛に使用する」書止文言と規定され、中世においては基本、下達または対等礼での使用文言であった。いっぽう署名は日下から間隔を空けたやや下であるため尊大薄礼である。尚蔵館本は厚礼表現の本文と下達・対等礼の書止文言や署名位置など若干の不一致が認められる（註24）。この点、鎌倉時代後期成立の『弘安礼節』を、平安時代後期まで遡及させ得るかという問題は残るが、その成立動機が、諸家伝承の書札礼の集約、大成化にあったことを考え合わせれば、当該期でもそう大差はないように思われる。

また、文言の表現自体、差出と宛所の地位の差に左右されるものだから、高位高官の重盛であっても、相対的に上位の人物に宛てた書状では、厚礼とならざるを得ないので、表現を根拠に、差出時期を公卿以前に限定しなくても良さそうである。

そこで、別の視点で考えてみる。筆者は料紙分析を通して、書状料紙の紙質は楮で、質の高い大型の檀紙と推定したが、当時こうした料紙を使える階層は、ほぼ固定化していたと見るのが一般的である。特に幅五〇cmを超える檀紙を使用し得た層は、公卿、特に納言や大臣または親王や摂関家、門跡等が想定されよう。そのため尚蔵館本書状を出した時点の重盛は比較的高位高官にあった見るのが妥当であろう。

この点について、現存数が極めて少ないため傾向を見る程度ではあるが、尚蔵館本以外の重盛書状で使用された料紙を確認してみよう。

既述の文化庁所管の国有品で、東京国立博物館保管の掛幅装の書状について、文化庁、東京国立博物館の協力を得て、筆者が行なった調査結果を左記に示す。

【文化庁本平重盛書状（東京国立博物館保管）（図5）】

法量	竪二七・二×横三七・六cm
紙質	楮紙（檀紙）
時代	永万元年（一一六五）
差出書	右兵衛督重盛
宛所	（記載なし）

図5 文化庁本平重盛書状（本紙）
* 図4・5提供：文化庁

図4 文化庁本平重盛書状
（表装含全体）

釈文 来七日 二條院御法事／御時、僧綱一口料可令勤／仕候事、謹以承候了、
／謹言／ 九月四日右兵衛督重盛

料紙の地色は全体的にやや褐色で、顕微鏡（二〇〇倍）の透過光下の観察では、太く長い立体感のない繊維が確認された。繊維束や樹皮片、非繊維物質も多く見られ、本紙全体の地色に影響している。墨小片も含まれ、特に行間に残墨が確認された。相剥した際の紙背墨書の残画と推測される。行間の一部と月日墨書の天部から奥にかけての墨影は、紙背墨書の像ではなく表面の墨移りであった。糸目幅は三・一cm、簀の目は僅かで一寸に十〜十三本程度、填料は確認し得なかった。全体的に薄い料紙で、部分的な厚薄の差は相剥の影響であろう。紙質は楮で檀紙に想定される。

その他、尚蔵館本で確認された諸特徴と酷似する料紙と見做し得るが、小ぶりな点や繊維束の量、地色などからみて、質は若干劣るものである。

池田寿氏はこの書状を紹介し、年次を永万元年に推定した（註25）。この年六月に崩御した二条天皇の御法事で僧綱一口分の負担を命ぜられた重盛が承諾を復命した請文である。書止文言は「謹言」で、尊大薄礼である。宛所はないが内容から蔵人や弁官が想定される。そうであれば当時、右少弁であった信範の可能性が高い（註26）。重盛はこの時すでに公卿であって、相手との格差に基づき相応の書札礼が採用されたといえる。平成十四年（二〇〇二）に国が購入する以前の伝来は未詳だが、恐らく近衛家旧蔵と考えられる（註27）。

ここで、尚蔵館本、文化庁本に共通する料紙の特徴にあった、表面上にある墨移りと思しき墨影と立体感の失われた楮繊維に注目したい。この点について、今ひとつの陽明文庫本重盛書状（『人車記（兵範記）』紙背文書のうち）と比較してみる。

【陽明文庫本平重盛書状（図6）】

八條院去應保三年御給／二分未補御申文可／献之由、内々依 御気色／候、所
令遣候也、謹言／ 十二月十二日春宮大夫重盛／ 頭弁殿

八条院（暲子内親王）の申文（推薦状）に関し、当時、同院庁別当を兼ねた重盛が信範に出した仁安二年（一一六七）推定の副状で、近年、尾上陽介氏が紹介した。蔵人頭信範のもとには、除目に際し任官に関わる申文が多数届いており、この書状も同種の文書であり、反古とした後に日記料紙に転用されたもののひとつと分析した（註28）。文化庁本同様、書止文言は「謹言」で、書札礼は尊大薄礼である。一見して裏面の日記記事とは明らかに異なる墨影が、料紙表面で確認できる。特に書状奥余白部分には反転（鏡面）文字として強く残り、その状態は尚蔵館本や文化

図6 陽明文庫本平重盛書状(『人車記(兵範記)』紙背文書)

庁本でも認められた墨影に共通しているようだ(註29)。

この反転文字については藤原重雄氏が、信範による日記料紙への転用について、文書の墨書面(表)どうしを合わせて、打紙によって調べた結果とした(註30)。この点は前述島谷氏の考察と通ずるものである。つまり、尚蔵館本、文化庁本で確認された立体感が失われた繊維は、記録料紙への転用に際し、打紙調整した痕跡であろう。ここから、日記記事を書く面(つまり文書の紙背)の調整(平滑化)のため、別々の文書表面(墨書面)どうしを合わせ、紙背面側(つまり日記記事面)から打紙をしたことが予想される。既述の書状面での顕微鏡透過光下の観察において、叩きが甘いように見えたのはこのためであろう。

また、墨移りの経緯は、徐々に湿気を含ませた後、打紙の際に、槌等を用いて料紙を叩いて平滑化する過程で、重ね合わせた一方の書状の本文が他方へ転写された(反転・鏡面文字)、または一度密着した書状どうしが、湿気を含んだまま、別の力の加減によりずれ、再び圧着した時に墨移りしたもの(左傍への墨影の付着)と考えることが可能であろう。

そして、両本で見られた墨残画や繊維中の小片からは、書状面(反古紙表面)を『兵範記』日記面(反古紙裏面)から相剝して分離し、掛幅へ改装した痕跡とする理解が可能であろう。その時期は確定し得ないが、重盛書状の価値自体は、能書としてではなく、その知名度と希少性に求められるであろうし、尚蔵館本には家瀬表具

図7 陽明文庫本平重盛書状断簡
『人車記(兵範記)』紙背文書
* 図6・7提供：(公財)陽明文庫

が使われている点からも、家瀬の整理による江戸時代中期頃の改装がひとまずは指摘できよう。

最後にこれまで検討した書状三通の文字について比較してみる。池田氏は署名「重盛」につき、尚蔵館本と陽明文庫本断簡では共通性が少ないとしたが、改めて本文の文字について通観してみると、尚蔵館本と陽明文庫本断簡(図7)では「申」「候」で、尚蔵館本と文化庁本とは「候」「九」「二」で、文化庁本と陽明文庫本では「二」「條」「院」「可」で、尚蔵館本と陽明文庫本では「候」「御」「月」「殿」で、筆の入り方、点画の有様に近似性が認められるため、同筆と判断される(註31)。

以上、尚蔵館本、文化庁本は重盛が平信範に宛てた書状で、反古となった後、打紙調整を経て日記料紙に転用された可能性が極めて高い。また、陽明文庫本と今回検討しなかった同書状断簡も『兵範記』紙背文書であるため、四通は全て信範宛てで、後に『兵範記』料紙に転用され、信範の主近衛家に伝来したと考えられる。

四 尚蔵館本の出された背景―重盛の立場をめぐって

次に飯倉氏が着目した本文の表現について考えてみたい。先にも触れたが正二位前権大納言の重盛が従三位平信範に宛てた文言としては、比較的厚礼な表現である。その理由については当時の信範の立場が関係する。既述のように信範は廷臣であるとともに藤原忠通、基実・基房ら摂関の家司を務め、幼主基通の乳母夫にもなっていた。通常、摂関宛に直状を出し得る階層は限られ、一般廷臣は家司に宛てた披露状で出すのが通例である。とすれば前権大納言の重盛が「可三召仕給」候「尋聞食、任三進」御沙汰候哉」と比較的丁寧な表現を用いた相手は信範自身に向けたものではなく、主基通である可能性を指摘できよう(註32)。

薄礼であった文化庁本との差違は、信範の官位(永万年では正五位下右少弁)に基づくもので、また復命の奏上を前提とする請文という様式自体、事務文書的人格を持つ点も加味できよう。尚蔵館本で「恐々謹言」が下達・対等礼にもかかわらず、本文で比較的丁寧な表現を使うのは、署名の位置や書止文言で差出者と宛所の官位上での両人の差を示し、文言では信範の仕える近衛家への表敬を含ませた書札札上の調整と見なし得ると考えたい。この理解で改めて書状の配字を見れば、宛所や月日の書き出し位置は対等礼よりやや上にあり、「新三位殿」の文字自体も、本文に比して大ぶりである点が確認できる。

既述のように、内容は侍の国方の推薦状である。この国方については、近衛府官人佐伯国方を指し、当時、右近衛府生であった(註33)。摂関家に府生を推薦する行

為からは、所謂、家人や摂関家当主の「隨身」を想起させる。特に隨身は参内時などで摂関に扈從する者を指し、当初は高位の貴族への栄典として公的に付与された官人だったが、摂関期を経て院政期になると、摂関家に集中する傾向が強まり、その家人となるなど両者間に主従関係が成立して、次第に私的なものに変化していた(註34)。

特に国方は、弓馬の術に長けた人物として知られ、父の重文とともに院の北面下臈(所謂下北面六位侍)も兼ねた(註35)。しかし佐伯氏は、この時期ほぼ独占的に衛府官人を世襲した下野毛、秦、中臣、多、狛の諸氏に比べ衛府内での勢力は小さかった。そうしたなかで国方は承安四年三月に、弟で藤原師長(保元の乱で敗死した頼長の子)の隨身近文とともに、姻戚で松殿基房(忠通の次男、師長の従兄弟、基通の叔父)の隨身中臣種友との間で口論に及び刃傷沙汰を起していた。筆者は、この事件を摂関家当主の座をめぐる基房、師長、基通(忠通の孫、近衛基実の子)による競合が、各々、私的関係を結ぶ隨身層に影響した結果ではないかととらえている(註36)。また尚蔵館本の本文中に「侍国方可参之申候、仍令進候」とあるのは、国方が、当時基房の対抗馬である基通の家人が隨身になろうとして重盛へ接近したことを窺わせ、書状による推薦の直接の契機を示していると解せよう(註37)。

そこで、平氏と近衛家との関わりであるが、重盛の異母妹盛子が基実の正室となり、基実の嫡子基通の正室には清盛の六女完子が嫁すなど、重層的な姻戚関係が築かれており、近衛家は親平氏の立場であった。また家司の信範は時子、時忠、建春門院(平滋子)の叔父で、平家納経の筆者の一人に目される程、一門に近い人物であった。基実が若くして没すると、清盛は盛子(基通継母)の摂関家領継承を主張し、幼少の女婿基通の外祖父として、家領管理を代行し、「摂関家大殿」の立場を手に入れた。

いっぽう、尚蔵館本が出された頃の重盛の立場については、仁安二年、東海・東山・山陽・南海諸道の賊徒追討を後白河院より命ぜられたことで、清盛が担った国家的な軍事警察権を継承し、その後継者と目されていた(註38)。さらに承安元年には、清盛の譲りで院の実質的な親衛隊を率いる「御厩別当」に補任され、同二年まで務めたことで(註39)、院と平氏政権を結ぶ存在に加え、院政における軍事力の担い手にもなった。この地位は検非違使別当とならび近衛府、衛門府、兵衛府の官人や、在京地方武士を動員する軍事統括者であり、重盛の人脈形成のうえでも重要な役割を果たしたと考えられる(註40)。こうした立場による関係性が前提となり、近

衛府生佐伯国方を近衛家に推薦し得たのであろう。そして国方とは一時的な関係にとどまらず、安元三年三月に重盛が内大臣に昇ると、番長（近衛府での舎人の長、じょうろう）上臈の隨身、前驅を勤めた）になったと伝わる（註41）。

しかし盤石に見えた重盛の立場は、実は微妙な政治的均衡のうえに成り立ってもいた。継母平時子の妹で叔母の建春門院滋子と後白河院との子、憲仁親王（高倉天皇）が即位し、承安三年、時子出生の妹徳子（建礼門院）がその中宮になると、平氏政権内の中枢は時子を軸に宗盛、知盛、重衡へと移行する。重盛は対抗上、義兄藤原成親との関係性を深め、院近臣の立場に傾斜していく。当時の成親は院分国の知行国主となり院政の実質的な経済力を担い、検非違使別当になると、重盛との連携によって、北面、左右衛府官人や平氏家人、地方武士を動員し得る立場を獲得し、院の軍事指揮権を把握した（註42）。重盛も同四年、伊勢平氏で初めて右近衛大将となることで、両者は院近臣として廷臣内での確固たる地位を得たこととなり、宗盛・知盛兄弟に対して優位に立った。

この間に成親は摂関家当主を巡る、基房、師長・基通の競合に関与し、自身の女婿であった師長に接近して基通を支援する清盛と対立を深めた。結果、この余波を受けて平氏一門に分裂的傾向が生じた。これはまた政界の諸対立と連動したもので、

清盛・時子・時忠・宗盛・知盛・重衡・徳子↓近衛基通支持・高倉天皇親政派
重盛・教盛・経盛：（成親と連携）↓藤原師長支持・後白河院政派

とする二派が形成された。後に後白河院は松殿基房との連携を選択したため、師長の摂関家当主の道は絶たれたが、これが「治承三年政変」の遠因となった。

こうした政治情勢から、改めて尚蔵館本を読み解くと、重盛自身は成親を介して師長に近い立場であり、競合する近衛家に親しい官人を推薦する行為に違和感を覚えるが、書状は成親との連携が強まる初期に出されたものであり、背景には平氏政権全体としての判断が予想される。この点、当時の家父長権の絶対性を鑑みれば、政権の方針に関する決定権は清盛が有していたと見るべきであろう。

尚蔵館本は、佐伯国方の自薦を契機に、「摂関家大殿」の立場で娘婿近衛基通を後見する外祖父清盛の意向が背景にあり、これを承けて、重盛が自らの人脈を利用して、基通へ家人や隨身として推薦するために、家司で乳母夫の平信範に出した書状とする推論は可能であろう。

おわりに

以上、尚蔵館本の料紙分析を手がかりに、書状の内容を考察したが、そこから得

られた知見をまとめてみる。

まず、尚蔵館本について、先行研究で諸説のあった宛所「新三位殿」は、春名説で提示された摂関家家司の平信範に比定され、承安元年に出されたものと結論される。内容は、重盛が右近衛府生で院の下北面を兼ねた佐伯国方の自薦を受け、平氏と姻戚関係を結ぶ近衛家に家人または隨身として推薦したものである。背景に、当時の衛府官人に見られた、摂関家と私的関係を結ぼうとする指向性や、重盛が把握した国家的な軍事警察権に基づく、院御殿別当などの立場を媒介とした衛府官人や北面下臈などとの人脈形成が看取される。そして推薦の決定は、摂関家当主の座をめぐる基房、師長、基通の競合にあって、娘婿近衛基通を保護する清盛の意向が予想され、重盛個人の意志ではなく、家父長清盛が決定権を有する平氏政権の方針に依拠して出された可能性が指摘できる。

また、尚蔵館本を含め、現存する四通の重盛書状の筆跡はどれも近似し、同筆と考えられる。そして陽明文庫本および同断簡は日記の紙背文書であり、尚蔵館本、文化庁本には紙背墨書の痕跡が残し、表面に反転（鏡面）文字や二重の残影状の墨影が認められることから、両本とも、書状が摂関家家司平信範に渡った後に反古とされ、宛所の信範自筆の日記『兵範記』の料紙に転用された際に、打紙で調整されたものと考えられる。また時期は確定し得ないが、後に『兵範記』日記面から相剝されて分離し、掛幅に改装されたと考えられる。つまり四通は全て信範宛であり、摂関近衛家に伝来したものと結論される。

尚蔵館本、文化庁本の料紙の相剝は、本紙自体に安定性が保持される点から、本来は厚く、白く、柔らかな風合を持つものであり、特に尚蔵館本は質の高い大型の檀紙（所謂、後世の引合紙ひきあわせがみ）であった。

上級の廷臣しか使用できないこうした料紙（註43）を重盛が使用し得た理由について、最後に考えてみたい。比較の一例として父の清盛が出した請文をあげる。文化庁所管の国有品として平成三十年（二〇一八）、国の重要文化財に指定され、現在、九州国立博物館にて保管される掛幅装の文書である（註44）。

【重要文化財 平清盛請文（文化庁所管国有品・九州国立博物館保管）】

法 量 竪三〇・九×横四八・一 cm

紙 質 楮紙（檀紙）

差出書 大宰大式清盛上

宛 所 （記載なし）

釈 文 資良如元可為「後院預／之由、」可令下知之旨、」謹以承／候了、兼

又、「於雑人」知行事／者「可為年預」之沙汰事候、「而／他人之沙汰」不可候事也、「以／此旨」可令洩 奏聞 繪、清盛／恐惶 謹言」／三月十七日」大宰大貳清盛上

*「と傍線は墨継ぎを、／は改行を示す。

顕微鏡（二〇〇倍）での透過光下での観察の結果、本紙全体は白く、繊維束や非繊維物質がほぼ見られない極めて上質な檀紙と判断された（註45）。天地は若干裁断されるが、保存状態も良く、料紙の厚さが均一であるため、再利用や相剝等の痕跡は認められない。文面は極めて丁寧な表現で、書止文言や差出書で自署に「上」を付すなど特に厚礼である。頻繁な墨継ぎから、謹厳な姿勢で書かれた文書と判断され、宛所が記されないことから、後白河院、二条天皇など高位者周辺の人物に宛てたものと思われる。

内容は安倍資良を「後院預職」に再補任する件の履行と雑人以下の知行管理は「年預別当」である自身の管轄である旨の奏聞につき上申した請文である。現装では、家瀬表具に似た表具裂が使われており、近衛家旧蔵が想起される。高位者への奏上を担った蔵人や弁官に宛てたと解すれば、信範の手を経て奏上の後に手許に残り、主の近衛家に伝来したものであろうか（註46）。年次は清盛の官署名から保元四年（一一五九）または永暦元年（一一六〇）に推定される（註47）。この時点で清盛はまだ公卿ではないこと、請文である点や懸幅装への改装に際しての裁断等が、小ぶりの料紙寸法の理由であろう。

ここで、公卿以前の清盛が上級料紙を使用した点についてであるが、その異例とも言える昇進が関係し、当時、朝廷内で実質的には「皇胤」と認定されていた影響を指摘できよう。清盛の例は一族への適用が予測されるため、特に先例を後追いつる形で昇進した重盛についても、それに依拠した使用が想定されよう。今後の平氏一門差出の書状も含む発給文書に関する料紙分析と研究が待たれるところである。

（当館学芸室主任研究官）

註

- （1）五味文彦『人物叢書 平清盛』吉川弘文館、一九九九年、二一〇～二二二頁。
- （2）曾我良成『物語がつくった驕れる平家 貴族日記にみる平家の実像』臨川書店、二〇一七年、七十七～八十三頁。
- （3）この中廻と同文様の十八世紀サファヴィー朝カムガル朝期に推定される裂が近衛家に伝来する（九州国立博物館編『藤原道長「御堂関白記」ユネスコ世界記憶遺産登録記念 華麗なる宮廷文化 近衛家の国宝 京都・陽明文庫展』西日本新聞社、二〇一四年、

一五〇～一五二頁）。高田智仁「近衛家掛軸の表具に関する一考察」『書学書道史研究』二二・二〇一一年、八十一頁。

（4）富田正弘「中世における牛玉宝印の料紙について」『東京大学経済学部資料室年報』五、二〇一五年、五十九頁。

（5）これらの諸特徴は所謂、中世「引合紙」の特徴と一致するが（高島晶彦・名和知彦「室町時代の引合について」『古文書研究』八十八、二〇一九年、八十九頁）、その史料上での初見は鎌倉時代後期であるため（実躬卿記「正安四年二月二日条」、当該期での名称としては採用せず、本稿では「質の高い大型の檀紙」とした。紙幅の都合で割愛した料紙分析の詳細については、拙稿「口絵解説 平重盛書状 一通」『古文書研究』九十五、二〇二三年六月）を参照されたい。

（6）①小松茂美編『日本書蹟大鑑』第二巻、講談社、一九七八年十月、二四・二五頁。②宮内庁侍從職編『御物聚成』書跡Ⅱ、朝日新聞社、一九七八年十一月、十・十一頁（小松氏解説執筆）。

（7）春名好重編著『古筆大辞典』淡交社、一九七九年、七五六頁。

（8）東京国立博物館編『陽明文庫創立七〇周年記念特別展 宮廷のみやび—近衛家一〇〇〇年の名宝—日本放送協会、二〇〇八年、二四三頁。

（9）東京大学史料編纂所編『覆刻・新装版古文書時代鑑』解説本、東京大学出版会、一九七七年（二刷）、八頁。

（10）毎日新聞社・至宝委員会事務局編『皇室の至宝』10 御物書跡Ⅰ、毎日新聞社、一九九二年、二四六・二四七頁（飯倉氏解説執筆）。

（11）前掲書（註7）は辞典、前掲書（註6、8、9、10）は図版・図録の解説という性格上、傍証を用いた考証は省かれる。なお筆者も、京都国立博物館編『御即位記念特別展 皇室の名宝』読売新聞社、二〇二〇年、一九三・一九四頁および広島県立美術館学芸課編『皇室の美と広島—宮内庁三の丸尚蔵館の名品から—皇室の美と広島実行委員会、二〇二二年、五十四頁で、当該書状に関する見解を紹介したが、前著と同様、考証を省いた叙述のため、本稿執筆を企図した。

（12）東京国立博物館編『御即位一〇〇年記念特別展 皇室の名宝—美と伝統の精華—日本放送協会、一九九九年、三四五頁、東京国立博物館編、前掲書（註8）、日本放送協会・NHKプロモーション編『NHK大河ドラマ五〇年特別展 平清盛』日本放送協会・NHKプロモーション、二〇二二年、六十六頁、宮内庁書陵部・宮内庁三の丸尚蔵館編『三の丸尚蔵館展覧会図録No.60 鎌倉期の宸筆と名筆—皇室の文庫から—二〇一二年、四十四頁、同『三の丸尚蔵館展覧会図録No.74 書的美、文字の巧』二〇一六年、四十一頁。

（13）『公卿補任』永万二年（仁安元年）。

（14）『愚昧記』仁安元年十月十日、同二年正月二十日・二十八日条。

（15）『公卿補任』嘉応二年。

（16）『公卿補任』嘉応三年（承安元年）、『二代要記』。

（17）『公卿補任』承安三年。

（18）『玉葉』嘉応三年二月十九日・二十六日、承安元年五月二十一日、同三年正月二十二日

条。『愚昧記』同二年二月七日、同三年七月二十七日、安元二年八月十三日条。

(19)『玉葉』承安元年十二月二十一日条。

(20)『愚昧記』嘉応二年四月十六日条。

(21)『兵範記』承安元年十二月八日条。

(22)『愚昧記』承安二年三月二十六日、同三年正月十三日、三月二十六日条。

(23)ただし、疑念の余地もある。信範昇叙翌日の『愚昧記』嘉応三年正月十九日条には「新三位重家」と記載される。記主三条実房は、当時権大納言で廷臣人事を知る立場である。この記載から、信範の昇叙が「例叙位」に拠らない臨時的なものであった可能性が想起される。同月十三日に、高倉天皇は、同月三日に行なわれた元服の報告を兼ねて後白河院へ朝覲行幸しており(『玉葉』)、元服の恩典であろうか。信範の廷臣への復帰は極めて短期間で、召還、復位、復職は既定路線と思われるが、後白河院の意向を慮り、あえて慶賀に事寄せた措置が取られたのであろうか。また、重家を「新三位」と実房が記載したのは、信範の昇叙を知らず更新しなかったか、実房の属する閑院流が、保元・平治の乱以降、政権や摂関家とは一線を画す立場を取り続けており、家司の昇叙に淡白だった影響かも知れない。いっぽう重家は和歌の家「六条藤家」の出で、実房も当時の宮廷歌壇を代表する歌人であったため、両者の関係性は深かったものと思われる。

(24)史料上での本文該当箇所は欠失部分にあたり、欠字の有無や推定文字によって文意が多少異なる。小松氏は、欠字はなく「可召仕給候」とし、飯倉氏は「可□召仕給候」とする。当初、筆者も飯倉氏同様、「可」の下に一字分を想定し、平安末から鎌倉時代の古文書文例からみて、「被」よりも「令」の方が自然ではないかと類推した。しかし、前後行との比較(特に前行の「可」字の大きさ)や推定した裁断範囲から、一字分の入る余地は難しいと感ぜられた。加えて「召仕給」という表現自体、『大和物語』(二四八)や『十訓抄』(二一四十一)などの典籍、説話でも確認でき、近似表現の「可召給」は平安時代後期から鎌倉時代の古文書でも頻出語なので、小松説に拠った。こちらでも比較的厚札な表現となる。

(25)池田寿「武人の書」独立行政法人国立文化財機構監修『日本の美術』五〇三、至文堂、二〇〇八年、口絵第二図および二二・二三頁。

(26)宛所未記載の請文は、『兵範記』紙背文書中に散見される(具体例としては、陽明文庫所蔵『人車記(兵範記)』(東京大学史料編纂所所蔵写真帳G133823)仁安三年三月清書本紙背にある九月三日付源仲綱請文、九月十九日付某頼季請文、四月廿九日付権中納言某請文など)。

(27)東京大学史料編纂所では、当該書状の台紙付写真(台紙付写真G133823)および書状の影写を収めた影写本「平松文書」(3071.68.14)を所蔵する。大正十四年九月十日に撮影された写真の原蔵者は「関戸守彦」とあり、影写本は京都帝国大学で昭和三年に託写したものである。平松家は平信範末裔の西洞院時慶の子時庸から出た分家で、延宝五年(二六七七)、懇請を受けた主の近衛基綱が平松時量へ他の日記とともに『兵範記』二十余巻を譲渡した。明治四十三年、平松時厚は所蔵品を京都帝国大学に永久寄託し、大正三年に大学は平松時陽から一括購入した(京都大学附属図書館編『京都大学附属図書館

六十年史』第三章第三節、京都大学、一九六一年、上横手雅敬「範圍記・知信記・兵範記」『京都大学附属図書館報 静脩』三十一、一九九三年)。つまり文化庁本は、『兵範記』料紙に転用後、同記が平松家に渡った後、相剝され掛幅装とされた紙背文書であった可能性が高い(しかし、使用表具は所謂、家瀬表具ではない。図4)。その後、京都帝国大学で「平松文書」は影写されたが、この時点で書状はその中に含まれていたが、所有権自体はすでに関戸家に渡っていたと見るべきだろう。時期を明確にし得ないが古筆蒐集家として著名な銀行家関戸守彦の所有を経て、平成十五年に国有に帰した。よって平松家に譲渡された江戸時代前期までは近衛家に伝来したものと推測される。

(28)尾上陽介『兵範記』紙背文書やその他の断簡からの発見 田島公編『近衛家名宝からたどる宮廷文化史―陽明文庫が伝える千年のみやび』笠間書院、二〇一六年、一二六・一二七頁。

(29)この書状を含む『兵範記』嘉応元年十二月清書本の連続する紙背文書中の九月廿日付源頼政書状から九月廿三日付藤原能盛書状までに、尚蔵館本と酷似する墨影が確認できる。特に、九月廿二日付平信国請文、九月十三日付藤原為頼書状、九月十一日付後白河上皇院宣(平時忠奉頭弁宛)では、尚蔵館本同様、表面の文字のいくつかの左傍に二重の様に少しずれた墨影が顕著に見られる(前掲(註26)写真帳)。

(30)藤原重雄「権大納言某書状―墨映「主殿寮年預補任状案」―」名和修・尾上陽介・田島公監修『陽明文庫講座図録三(二〇二二年度)』東京大学史料編纂所・公益財団法人陽明文庫、二〇二二年、二八八―三十三頁。

(31)厳密に言えば陽明文庫本断簡の書風は他の三通と異なる。池田氏は世尊寺流と推定する。また、この断簡の料紙表面の状態には不自然さが残る。相剝の後に紙背に戻されたものか、断簡部が浮いているようにも見える。後考を待ちたい。

(32)ちなみに基通を宛所に比定した場合、その従三位昇叙時の呼称は「新三位中将」で(『吉記』承安四年八月二十一日条、仮に摂関家当主確定以前であり、直状を受け取れたとしても、宛所「新三位殿」の可能性は低い。

(33)『兵範記』保元三年四月十七日・二十日条。

(34)①笹山晴生「毛野氏と衛府―平安時代左右近衛府下級官人・舍人に関する一考察―」同『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、一九八五年、初出一九六三年、三〇四頁。
②竹内チツ子「隨身について」『九州史学』四、一九五七年、二二・二三頁。③中原俊章「中世隨身の存在形態―隨身家下毛野氏を中心にして―」『ヒストリア』六十七、一九六七年、二四四―三五五頁。

(35)宮内庁侍従職編、前掲書(註6)②および『古今著聞集』巻第十馬芸、『愚昧記』仁安二年十月十五日条。また中原氏、前掲論文(註34)③には、「とくに馬芸にすぐれていること」によって貴族の庇護をうけ、摂関家の隨身として、摂関政治体制の発展とともにその勢力を伸張させた」とあり、衛府官人にとって弓馬術は隨身となる重要な要件と考えられる。
(36)『玉葉』承安四年三月二十九日条。小松氏は、前掲書(註6)②で、酒のうえでの喧嘩とするが、記主の九条兼実は、わざわざ当事者たちが誰の随人であるかを注記しており、単なる興味本位ではなく、この時期の摂関をめぐる対立を匂わせる記述と思われる。

(37) 自薦を示す書状本文に關し、他の欠失箇所について、小松氏は「且又、聊^レ旨候」としたが、これだと文意がやや不分明である。筆者は前行の「可^レ参之^也申候」を承けた言い回しで、「聊爾」ではないかと推測した。国方による自薦について、重盛は「軽率な行為なので、そちらのご判断にお任せする」となり文意が通じやすい。また、当該期の隨身については、中原俊章氏が、院政期に入ると下毛野氏は摂関家、特に近衛家に独占的に仕えるようになったとする（同『中世公家と地下官人（中世史研究選書）』吉川弘文館、一九八七年、六十三～七十三頁）。衛府官人にとって摂関家の隨身は羨望の対象であったことが窺える。そして『猪隈閑白記』建久九年正月十九日条には「隨身府生佐伯国方」とあり、国方は基通の子家実の隨身となっていた。また、衛府官人としての活躍は、鎌倉時代の建永二年（一二〇六）頃まで知られる。

(38) ①元木泰雄「藤原成親と平氏」『立命館文学』六〇五、二〇〇八年、二十二頁。②同『平清盛と後白河院（角川選書五〇四）』角川書店、二〇一二年、一一二頁。

(39) 木村真美子「中世の院御厩司について―西園寺家所蔵「御厩司次第」を手がかりに」『学習院大学史料館紀要編』十、学習院大学史料館、一九九九年。

(40) 元木泰雄「平重盛論」『龍谷壽・山中章編『平安京とその時代』思文閣出版、二〇〇九年、二四〇頁。また、北面下臈と衛府官人の兼任者は多かったようで、『古今著聞集』巻第十馬芸「新日吉小五月会の競馬に小男の佐伯国文、大男の大江高遠に勝つ事」では、小五月会に際し、北面下臈と隨身が競馬で組合うなど、両者は対の存在と認識されていたようだ。

(41) 『古今著聞集』巻第十馬芸では、国方が重盛からの知遇を得たのは承安四年の右近衛大将の任にあった時と描写するが、尚蔵館本の年次推定より、実際はそれよりも以前から接点があったようだ。

(42) 元木氏、前掲論文（註38）①二十六頁。

(43) 中世後期での認識になるが、『惟房公記』天文十年十月四日条に「引合用之事、凡丞相之風躰也、不^レ可^レ然歟、但^{東山左府所為}又不^レ苦之様被^{記置}之間、宥用了」とあり、当時、権中納言だった万里小路惟房が、引合紙の使用に關し、洞院実熙の先例に依拠して援用しており、この頃になると多少厳格さは失われているが、公家の間で、引合紙が本来、丞相^{東山左府所為}大臣の料紙として意識されてきたことを示している。

(44) 五味氏、前掲書（註1）、一一六～一一八頁、東京大学史料編纂所編、前掲書（註9）七十二頁、文化庁監修『月刊文化財』六五七、二〇一八年、二十八・二十九頁。

(45) 湯山賢一「我が国に於ける料紙の歴史について―「料紙変遷表」覚書」（同編『古文書料紙論叢』勉誠出版、二〇一七年）十三頁において、湯山氏はこの料紙を引合紙とした。

(46) 東京大学史料編纂所編、前掲書（註9）七十一頁では、この請文を院庁に宛てた文書と推定し、刊行当時の所蔵者は関戸守彦とする。よって文化庁本と同様、関戸家旧藏品である。

(47) 五味氏、前掲書（註1）では保元四年に、湯山氏、前掲書（註45）では永暦元年に推定した。

謝辞

本稿執筆の調査にあたり、文化庁文化財第一課書跡・典籍、古文書部門および、東京国立博物館調査研究課書跡・歴史室長恵美千鶴子氏、九州国立博物館展示課主任研究員一瀬智氏、同文化財課研究員松浦晃佑氏の協力を得た。料紙分析では、文化庁参事官（生活文化創造担当）付地方展開企画調整官地主智彦氏のご教示、繊維写真の提供を受けた。また公益財団法人陽明文庫からは『人車記（兵範記）』紙背文書の画像提供を受けた。ここに記して謝意を示すものである。

また、九州国立博物館においての重要文化財平清盛請文の調査は、令和四年度、公益財団法人菊葉文化協会の研究助成を受けたものであることを付記する。

- ・ 三の丸尚蔵館年報・紀要中、作品名や作者、制作年などの表記は、年報・紀要発行当時のものです。
- ・ 三の丸尚蔵館年報・紀要の著作権は宮内庁に属し、本ファイルを改変、再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・ 三の丸尚蔵館年報・紀要（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は、書籍と同様に出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は、宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお、図版を営利目的の販売品や広告、また個人的な目的等で使用することはできません。

三の丸尚蔵館年報・紀要

第29号

令和4年度

編集：宮内庁三の丸尚蔵館

（東京都千代田区千代田1－1）

発行：宮内庁

制作：株式会社アイワード

（札幌市中央区北3条東5丁目5番地91）

翻訳：株式会社イー・シー

令和5年6月30日発行